平成２４年（ミ）第４号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　株式会社新藤コーポレーション（旧商号東京保全株式会社）
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件更生計画変更計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画変更計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画を次のとおり変更する。
第１　（省略）
第２　本件更生計画第２章第１節本文の８行目「そして、ＣＣＩをスポンサーとして、」以降末尾「グループ運営の効率化を図る。」までを以下のとおり変更する。
「そのため、東京保全の今後の事業内容は、従前の不動産の保全管理等のみならず、印刷グループが行っていた商業印刷に係る事業も引き継ぐ予定である。そして、東京保全（合併後、「株式会社新藤コーポレーション」と商号を変更する予定であるが、便宜上引き続き「東京保全」と記載する。）は、株式会社ジャフコ（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目５番１号。）が無限責任組合員として運営管理するジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合が全株式を保有する新藤ホールディングス株式会社（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目５番１号。以下「本件ＳＰＣ」という。）をスポンサーとして、本件ＳＰＣが東京保全の発行する募集株式の対価又は東京保全への貸付として提供する資金により、更生債権等への弁済を行い、更生を図るものとする。」
第３　（省略）
第４　（省略）
第５　本件更生計画第２章第２節第２の２⑵を削除する。
第６　本件更生計画第３章第１節第１の２の本文を、「別表４「更生担保権弁済計画表（不動産）」記載の確定債権額の20％につき更生計画変更計画認可決定確定日に免除を受け、免除額控除後の残額を更生計画変更計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。」と変更する。
第７　本件更生計画第６章第１節の本文を以下のとおり変更する。
「更生会社の更生債権等の弁済資金は、更生会社の更生計画変更計画案が可決され、その認可決定が確定することを条件に、本件ＳＰＣが更生会社の発行する募集株式の対価又は更生会社への貸付として提供する資金をもってこれに充てる。」
第８　本件更生計画第６章第２節の本文２行目の「及びＣＣＩ又はＣＣＩの指定する者からの借入金の返済」を削除する。
第９　本件更生計画第８章第３節第３の１の⑵乃至⑹を以下のとおり変更する。
「⑵　発行する募集株式の数　400株
⑶　払込額　１株　５万円
⑷　払込期日
更生計画変更計画認可決定確定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、更生計画変更計画認可決定確定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。
⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　1000万円
増加する資本準備金の額　1000万円
⑹　募集株式の割当て
本件ＳＰＣ　400株」
第10　本件更生計画第８章第３節第４の本文１行目の「存続会社の定款（別表12「定款」）の一部（第６条）」を「存続会社の定款（別表12「定款」）の一部」と変更する。
第11　別表３、同４、同６、同８、同13を、それぞれ別紙のものに変更する。
別表３、同４、同６、同８、同13　省略
東京地方裁判所民事第８部

更生計画変更

平成２４年（ミ）第５－８号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　株式会社新藤コーポレーション
（第５号事件旧商号株式会社新藤
第６号事件旧商号新藤販売株式会社
第７号事件旧商号日星ビスコム株式会社
第８号事件旧商号新藤テクニクス株式会社）
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件更生計画を変更する。
３　更生計画変更計画の要旨
本件更生計画を次のとおり変更する。
第１　（省略）
第２　本件更生計画第２章第１節本文の８行目「そして、ＣＣＩをスポンサーとして、」から末尾「グループ運営の効率化を図る。」までを以下のとおり変更する。
「そのため、印刷グループ４社の事業は東京保全が引き継ぐ予定である。そして、東京保全（合併後、「株式会社新藤コーポレーション」と商号を変更する予定であるが、便宜上引き続き「東京保全」と記載する。）は、株式会社ジャフコ（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目５番１号。）が無限責任組合員として運営管理するジャフコ・スーパーＶ３共有投資事業有限責任組合が全株式を保有する新藤ホールディングス株式会社（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目５番１号。以下「本件ＳＰＣ」という。）をスポンサーとして、本件ＳＰＣが東京保全の発行する募集株式の対価又は東京保全への貸付として提供する資金により、更生債権等への弁済を行い、更生を図るものとする。」
第３　（省略）
第４　本件更生計画第３章第２節第２の１の表のうち、㈱新藤に関する欄を以下のとおり変更する。

	件数	内容	金　額	別　表
㈱新藤	６件	総額	23,383,887円	５－２－１

第５　本件更生計画第６章第１節の本文を以下のとおり変更する。
「印刷グループ４社の更生債権等の弁済資金は、支援対象会社の更生計画変更計画案が可決され、その認可決定が確定することを条件に、本件ＳＰＣが印刷グループ４社を吸収合併した東京保全の発行する募集株式の対価又は東京保全への貸付として提供する資金をもってこれに充てる。」
第６　本件更生計画第６章第２節の本文２行目の「及びＣＣＩ又はＣＣＩの指定する者からの借入金の返済」を削除する。
第７　本件更生計画第８章第２節第３の１の⑵乃至⑹を以下のとおり変更する。
「⑵　発行する募集株式の数　400株
⑶　払込額　１株　５万円
⑷　払込期日
更生計画変更計画認可決定確定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更して、更生計画変更計画認可決定確定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。
⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　1000万円
増加する資本準備金の額　1000万円
⑹　募集株式の割当て
本件ＳＰＣ　400株」
第８　本件更生計画第８章第２節第４本文の「存続会社の定款（別表10「定款」）の一部（第６条）」を「存続会社の定款（別表10「定款」）の一部」に変更する。
第９　別表３－１、同５－２－１、同10を、それぞれ別紙のものに変更する。
別表３－１、同５－２－１、同10　省略
東京地方裁判所民事第８部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第８２号
東京都中央区日本橋本町４丁目８番16号
再生債務者　ポリマ資産管理株式会社（旧商号ポリマテック株式会社）
特別調査期間　平成25年２月28日から平成25年３月１日まで
平成25年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第８２号
東京都中央区日本橋本町４丁目８番16号
再生債務者　ポリマ資産管理株式会社（旧商号ポリマテック株式会社）
１　決議に付する再生計画案　平成24年12月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年３月６日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年２月26日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月20日
平成25年１月18日
東京地方裁判所民事第20部